

社会福祉法人ふきのとうの会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふきのとうの会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の費用弁償をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬・賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じるものとする。理事・監事の報酬は、別表第4に定められた範囲内で、理事会において決定する

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 報酬総額 理事・監事の報酬総額は、別表第4に定める額
- (4) 監事の報酬 別表第4に定める監事の報酬額の範囲内において、監事の協議により定める額

2 非常勤役員等に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その日前の最も近い平日に繰り上げて支給する。

(2) 賞与毎年6月及び12月

2 非常勤の役員等に対する報酬は、当該会議に出席又は当該業務に出席した都度支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月17日より施行する。

平成30年3月21日 一部改正

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000円
理事	月額 300,000円

別表第2 (常勤の理事の賞与)

役職名	夏期賞与	冬期賞与
理事長	報酬月額×1ヶ月分	報酬月額×1ヶ月分
理事	報酬月額×1ヶ月分	報酬月額×1ヶ月分

別表第3 (非常勤役員等に対する報酬)

役職名		報酬
理事・監事	理事会・評議員会への出席	無報酬
理事・監事	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円 (手取)

別表第4 (役員等に対する報酬総額)

報酬総額	15,000,000円 (内、監事報酬は1,000,000円の範囲内で監事の協議により定める額とする)
------	--